令和８年（フ）第２４号
鹿児島県枕崎市高見町37番地
破産者　山神真奈美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時
令和８年９月28日
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第４号
茨城県日立市日高町４丁目９番11―403号、前住所茨城県日立市旭町３丁目15番５―206号
破産者　生田　史昭
1　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後１時30分
令和８年９月28日　水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第６９号
愛媛県松山市道後緑台２番17号
破産者　有限会社神尾組
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時
令和８年９月28日　松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２５８号
高知市弘化台12番12号
破産者　土佐水産株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和８年12月16日午前10時10分
令和８年９月29日　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７５０号
大阪市住吉区長峡町６番15号
破産者　大川　哲
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後１時40分
令和８年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４号
新潟県柏崎市大字曽地530番地
破産者　有限会社高橋外装工業
1　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
2　一般調査期日　令和９年１月12日午前11時
令和８年９月29日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産管財人変更

令和８年（フ）第４３号
沖縄県沖縄市久保田2丁目29番1号　ウィング崚201
破産者　眞喜志　樹
破産管財人稲山　聖哲が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　本田　祥子
令和8年9月16日
那覇地方裁判所沖縄支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２５５号
宮崎県西都市大字三宅4122番地６
破産者　外山　集弥
異議申述期間　令和８年11月９日まで
令和８年９月28日　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１３２号
宮崎県延岡市浜町5109番地１　ＡＮＮＥＸ：Ｈ　205
破産者　矢野　理香
異議申述期間　令和８年11月９日まで
令和８年９月28日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４号
宮崎県延岡市無鹿町２丁目3423番地37　Ｂ
破産者　津島　貴博
異議申述期間　令和８年11月９日まで
令和８年９月28日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第６３５６号
大阪市此花区梅香３丁目５番２号　プランドールＤＧ　505
破産者　島崎　日向
異議申述期間　令和８年11月20日まで
令和８年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９６３号
大阪市都島区大東町２丁目６番15―201号
破産者　西岡　秀岳
異議申述期間　令和８年11月20日まで
令和８年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０８４号
大阪府寝屋川市東香里園町10番33号、事業所所在地大阪府寝屋川市美井元町29―53　昭和ロイヤルハイツ301
破産者　學豊こと　山本　　学（旧姓川畑）
異議申述期間　令和８年11月20日まで
令和８年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３５号
函館市桔梗町403番地99
破産者　竹田　達矢
免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年９月28日　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６号
函館市桔梗町403番地87
破産者　竹田　道弘
免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年９月28日　函館地方裁判所

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１５号
兵庫県姫路市東延末五丁目６３番地
清算株式会社　木村水産株式会社
代表清算人　山﨑　省吾
1　決定年月日　令和８年９月１６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＵＫ管財株式会社
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第４号
栃木県宇都宮市二番町２番７号
清算株式会社　アサヒタクシー株式会社
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第５号
栃木県宇都宮市平出工業団地４４番４１
清算株式会社　株式会社アサヒオートサービス
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和７年（ヒ）第２１０７号
東京都江東区有明三丁目７番26号
清算株式会社　株式会社ピットアース
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１５号
愛知県長久手市武蔵塚６３０番地
清算株式会社　　株式会社ＷＩＳＥ
代表清算人　　鈴木康彰
1　決定年月日　令和８年９月１６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において、協定債権のうち基準日令和7年12月5日までに発生した債権を「一般債権」、同月6日以降に発生した利息及び遅延損害金債権を「基準日後利息等」という。
2　清算株式会社は、協定債権者鈴木康彰を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヵ月以内に、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権額の5.4462119350％の金員を弁済する。ただし、一般債権に弁済率を乗じて生じる1円未満の端数は、いったん切り捨て、弁済原資に達するまで端数が大きい順に1円未満を切り上げる。